

## 第 50 回 大阪市人権施策推進審議会 会議要旨

1 日時 令和 7 年 2 月 10 日（月） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 10 分

2 場所 大阪市役所 市会第 6 委員会室

### 3 出席者

（審議会委員）

- |        |                  |        |
|--------|------------------|--------|
| ・佐藤 貢  | ・澤田 有希子（会長代理に指名） | ・塩中 一成 |
| ・高見 理恵 | ・谷井 正佳           | ・永井 均  |
| ・永井 広幸 | ・乗井 弥生（会長に選任）    | ・廣岡 浄進 |
| ・藤本 光俊 | ・的場 かおり          | ・三輪 敦子 |
| ・吉田 直哉 |                  |        |

（事務局（市民局））

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| ・福岡 市民局理事          | ・忍 ダイバーシティ推進室長      |
| ・藤本 人権企画課長         | ・宮之前 多文化共生担当課長      |
| ・寺見 共生社会づくり支援担当課長  | ・吉田 人権啓発・相談センター所長   |
| ・高 人権企画課長代理        | ・市田 共生社会づくり支援担当課長代理 |
| ・中川 人権啓発・相談センター副所長 | ・永田 人権企画課担当係長       |

### 4 議題

〔議題〕

- (1) 会長及び会長代理の選任
- (2) 大阪市人権行政推進計画に基づく令和 6 年度の取組み状況について
  - ア 「人権が尊重されるまち」指標（令和 6 年度版）案
  - イ 啓発事業の取組み
  - ウ 人権相談の取組み
- (3) 職員人権研修の充実・強化について
- (4) インターネット上の人権侵害に関するモニタリングの実施について

〔報告〕

第 11 回大阪市同和問題に関する有識者会議について

### 5 議事要旨

【議題 1】

- ・会長及び会長代理の選任が行われ、会長に乗井委員、会長代理に澤田委員が選任された。

【議題 2】

- ・事務局から、大阪市人権行政推進計画に基づく取組み状況について説明した。

- ・委員から、「人権が尊重されるまち」指標について、民間ネット調査の位置付けが不明瞭である、調査の意味や分析方法を明確にして活用することが必要である、実数値に基づくデータが重要である、といった意見などがあつた。
- ・委員の意見に対し、事務局から、市民意識調査は無作為抽出で統計的信頼度が高いが、5年ごとの実施であるため、その間を補うためにインターネット調査を利用していること、インターネット調査の結果は市民全体を代表するものではないが、具体的な活動指標や施策の動向と併せて施策の参考としていること、市民意識調査は、設問の検討段階から有識者に入っていていただき、今回の意見も参考にしつつ、検討することなどを説明した。

### 【議題 3】

- ・事務局から、職員人権研修の充実・強化について説明した。
- ・委員からは、「差別しない」という意識啓発だけでは限界があるため、周囲が差別を許さない環境を作る方向に研修の目的を変える必要がある、との意見があつた。また、歴史や理論よりも実践的なケーススタディやロールプレイを通じて行動に焦点を当てた研修が重要であると指摘された。eラーニングによる研修には限界があり、対面での研修が必要である、との意見もあつた。さらに、職員研修において「えせ同和行為」を取りあげることに對してタイミングや内容が不適切ではないか、職員教育を人権の視点から体系的に見直す必要がある、との意見があつた。
- ・事務局から、今回の差別発言は当該職員に根深い問題があり「つい出てしまった」ものではないとし、職員間での注意喚起と意識的な改善が必要であること、市長のメッセージを通じて職員の意識を高めるとともに、単に差別はいけなない行為だというだけでなく、その影響やその地域住民がどう思うかを具体的に理解させる研修内容としたことを説明した。「えせ同和行為」に関する研修は、過去の差別事案を受け全職員対象に行つた5年間の体系的な研修の一環として実施したものであることを説明し、研修の手法についてはeラーニングの利点を活かしつつ、今後も検討していくことを伝えた。また、差別発言の詳細などについては、個人情報や公共の安全に配慮し、詳細な情報は審議会で公開しないが、今回の差別発言を重大な人権侵害と捉えており、経過をまとめ、今後の対応に活かす予定であり、有識者会議のメンバーへの周知方法も検討中であることを説明した。
- ・最後に、委員から、有識者会議において、過去の差別事件後に研修を強化したにもかかわらず再び差別事件が発生したことから、実質的な改善がないと指摘され、現状を認識し再発防止を図るため意識調査が必要であると提案されたと述べられた。そのうえで、無記名などの方法により意識調査は可能である、今回の事件を契機に、再発防止に向け、研修や人権の概念の見直しが重要である、との意見があつた。

### 【議題 4】

- ・事務局から、インターネット上の人権侵害に関するモニタリングの実施について説明した。
- ・委員からは、同和問題にスポットが当たっているが、多様性の時代でもあることから、差別を受けるすべてのマイノリティを意識し対応してもらいたい、特にトランスジェンダーの方への人権侵害は厳しいものがあり、そういうことも踏まえてモニタリングをしてほしい、との意見があつた。
- ・事務局から、有識者会議で同和問題以外の人権課題にも目を向けるべき、との意見があつた。

たが、まずは同和問題に関する識別情報の適示についてモニタリングを来年度に開始する予定であることを説明した。

#### 【報告】

- ・事務局から、第11回大阪市同和問題に関する有識者会議について報告した。

#### 【その他】

- ・委員からは、リスクマネジメント的に研修が行われている印象を受けた、意識変革のための研修は重要だが、被害者が守られる環境を整えることが必要である、行動変容を促すことが重要である、再発防止のための対応と対策が必要である、NPOの現場型体験研修なども活用し明るく楽しい研修の実現が望ましい、今回の事件は大阪市全体の組織風土を反映していると感じる、職員間の信頼関係を構築し、多様性を尊重する組織を目指すべきである、差別発言がまだあることにショックを受けて、差別に対する意識を育んでいくことが大事であると思った、地域に密着した事業では差別事象の場に居合わせたときにアクティブバイスタンダーになれる研修が必要であると感じた、といった意見などがあつた。

## 6 会議資料

- 資料1-1 大阪市人権尊重の社会づくり条例
- 資料1-2 大阪市人権施策推進審議会規則
- 資料1-3 大阪市人権施策推進審議会運営要領
- 資料2-1 「人権が尊重されるまち」指標（令和6年度版）案
- 資料2-2 「人権が尊重されるまち」指標（案）の概要
- 資料3 大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組み
- 資料4 大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組み
- 資料5 職員人権研修の充実・強化について
- 資料6 インターネット上の人権侵害に関するモニタリングの実施について
- 資料7-1 第11回大阪市同和問題に関する有識者会議について
- 資料7-2 大阪市職員による差別発言事象について（報告）
- 資料7-3 市会における主な関連質問について
- 資料7-4 人権研修受講後の職員アンケート（イメージ）【未定稿】